

○許可申請要否の基準(概要)

規制厳しい

規制緩い

規制地域	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域
	規制内容	風致地区、自然公園法の特別地域のうち都市計画区域外等	自然公園法の特別地域、都市計画法の第1種／第2種低層住居専用地域等	市街化調整区域、自然公園法の普通地域（都市計画法の用途地域外）等	自然公園法の普通地域（都市計画法の用途地域）等
自家用広告物  自己の氏名、名称、店名、商標、事業、事業内容を表示するため、自己の住所、営業所に表示、設置する広告物	広告物の総面積が5㎡以内の場合のみ設置可（許可申請不要）、5㎡を超えるものは設置不可	広告物の総面積が10㎡以内の場合のみ設置可（許可申請不要）、10㎡を超えるものは設置不可	設置されている広告物の総面積が10㎡以内の場合は許可申請不要、総面積が10㎡を超える場合はすべて許可申請が必要		
道標・案内図  広告物に矢印や案内図等を掲示し、誘導を図るもの	すべて許可申請が必要				
	一方向の面積が1㎡以下のみ設置可	一方向の面積が1㎡以下のみ設置可	一方向の面積が2㎡以下のみ設置可	一方向の面積が2㎡以下のみ設置可	一方向の面積が2㎡以下のみ設置可
一般広告物  自家用広告物や道標・案内図に該当しないもの	設置不可		すべて許可申請が必要 (道路からの距離により設置不可の場合あり)		

※ 冠婚葬祭、催し物等のために一時的に表示するもの等で、届出不要のものもあります。

※ 許可基準の詳細については、お問い合わせください。